東京有明医療大学研究活動行動規範

東京有明医療大学は、学術研究の信頼性と公正性を確保するとともに、研究活動を行う機関としての社会的な責任を果たすため、研究活動を行う者(以下「研究者」という。) 及びそれを支援する事務職員等(以下「研究支援者」という。) の研究活動上の基本的な行動規範を定める。

研究者及び研究支援者は,以下の行動規範を遵守し,公正な研究の遂行に努めなければならない。

1 研究活動における不正行為の防止

研究者は、自らの研究の立案、計画、申請、実施、発表などの過程において、捏造、改ざん、 盗用、研究成果の重複発表などの不正行為を行わないことはもとより、研究資料、調査データ 及び研究実施過程に関する記録保存や厳正な取扱を徹底し、研究成果の信頼性を確保す ることにより、不正行為の発生を未然に防ぐ努力をしなければならない。

2 研究費の適正使用

研究者及び研究支援者は、研究費の源泉が、国・地方公共団体からの交付金、補助金、 財団や企業等からの助成金、共同研究費及び寄付金等によって賄われていることを常に留 意し、研究費の適正な使用に努め、その負託に応えなければならない。

3 人権の尊重及び個人情報の保護

研究者及び研究支援者は、研究活動において人権を尊重するとともに、研究過程において て入手した個人情報の保護に努めなければならない。

4 研究成果の公開・説明

研究者は、人権の尊重及び個人情報の保護その他合理的理由のために公表に制約がある場合を除いて、研究の成果を広く還元するために、適切な方法により、積極的に公開し、学術的・社会的意義について説明するよう努めなければならない。

研究成果の発表に当っては,私的利益への配慮や不当な圧力により研究成果の客観性を 歪めることがあってはならない。

5 環境・安全への配慮、生命倫理の尊重

研究者は,研究実施上,環境・安全に対して有害となる可能性のあるものを取り扱う場合には,関係法令,関連省庁や学会等の指針,学内諸規則等を遵守するとともに,研究活動にお

ける安全管理に万全を尽くさなければならない。

ヒトや動物を対象とした研究においては、生命倫理を最大限に尊重しなければならない。

6 利益相反への適切な対応

研究者は、自らの研究活動に当って、公益性に配慮しつつ、利益相反や責務相反の発生に十分な注意を払い、このような状況が発生する場合には、情報公開を行う等適切なマネジメントを行わなければならない。

7 法令等の遵守

研究者及び研究支援者は,教育・研究の実施,公的研究費の使用等にあたっては,関係 法令及び学内諸規則等を遵守しなければならない。

附則

この規範は, 平成 21 年 9 月 15 日から実施する。